

# JAF公認準国内競技



ROAD-KNIGHT

公認番号：2016年 1713 号

2016年JAF関東ダートトライアル地方選手権第9戦  
JMRC関東ダートトライアルシリーズ  
〈JMRCオールスター選抜戦〉

## ロードナイト・ダートトライアル

### ＝特別規則書＝

★主催 ラリーチーム・ロードナイト  
ラリーチーム・水芭蕉

★協力 JAF関東地域クラブ協議会長野県支部

★開催日 2016年 9月11日〈日〉

〈後援〉

## 公 示

本競技は、一般社団法人日本自動車連盟(JAF)公認のもとに国際自動車連盟(FIA)の国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠したJAF国内競技規則およびその付則、2016年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定、2016年全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権統一規則、スピード行車競技開催規定及び、本競技会特別規則により国内競技として開催される。

### 第1条 大会名

2016年JAF関東ダートトライアル地方選手権第9戦

JMRC関東ダートトライアルシリーズ

(JMRCオールスター選抜戦)

ロードナイト・ダートトライアル

### 第2条 競技種目

JAF公認ダートトライアル

### 第3条 格式

JAF公認準国内 競技組織許可番号

### 第4条 開催日

2016年9月11日(日)

### 第5条 開催場所

モーターランド野沢

長野県下高井郡野沢温泉村大字七ヶ巻735番地

### 第6条 オーガナイザー

ラリーチーム・ロードナイト

松本市石芝3-4-17 代表 宮入 忠

ラリーチーム水芭蕉

長野市若里7-2-3 代表 村山健一

### 第7条 大会組織委員会

組織委員長 塩原 哲生

委員 宮入 忠

委員 村山 健一

### 第8条 審査委員会

大会審査委員長 宮崎 秀樹(RT-はと車)

大会審査委員 森 和弘

### 第9条 競技役員

競技長 塩原 哲生

副競技長 内川 清友

コース委員長 中沢 一章

計時委員長 宮崎 克巳

技術委員長 中谷 努

救急委員長 小林 康彦

事務局長 宮入 忠

### 第10条 参加車両

本競技に参加できる車両は、2016年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定に従った車両とする。

### 第11条 参加車両及びクラス区分

クラス区分は、2016年JAF関東ダートトライアル選手権区分に従う。

N1500&PN1 気筒容積1500cc以下の2輪駆動のN車両で排ガス規制が平成12年度以降の適合車両、及び気筒容積1600cc以下の2輪駆動のPN車両とし、AE車両を含む

PN2 気筒容積1600ccを超える2輪駆動のPN車両の内、FIA/JAF公認発行年またはJAF登録年が2012年1月1日以降の車両

N1 2輪駆動のN車両及び気筒容積1600cc以下の4輪駆動のN車両

N2 気筒容積1600ccを超える4輪駆動のN車両

S1 2輪駆動のSA、SAX、SC車両

S2 4輪駆動のSA、SAX、SC車両

D 気筒容積および駆動方式に制限無しD車両

※ 過給機付き車両の排気量は全クラスともに1.7倍換算とする。

※ 全ての車両は、JAFスピード車両規定に準じた6点式以上のロールバーの装着を義務づける。

※ 全ての車両は、4点式以上の安全ベルトの装着を義務づける。

※ SC、D車両について、触媒装置の装着を義務づける。

### 第12条 参加資格

1. 公安委員会発給の普通自動車運転免許以上、及びJAF発給の競技運転者許可証(2016年国内B以上)を所持していること。
2. 前年度の全日本選手権各部門各クラス1位に認定されたシードドライバーは、地方選手権への参加が認められない。
3. 満20才未満の競技運転者は、参加申込に際し親権者の承諾書をオガナイザーに提出しなければならない。

### 第13条 参加制限

1. 同一選手は、1クラスのみでの参加が許される。
2. 同一車両での(Wエントリー)2名までの重複参加を認める。
3. 参加台数は120台を超えない事とする。
4. サービスカーの入場場所は制限される場合がある。
5. SC及びD車両の積載車は競技車を搬入後は指定の駐車場に移動しなくてはならない場合がある。
6. N、SA、SAX車両の積載車搬入は、指定の駐車場までとする。

### 第14条 参加申込

1. 申込は、所定の参加申込書及び車両申告書に必要事項を記入(全角15文字以上の車名、及び不適切と判断された車名は、部分的に削除して扱う)、署名捺印のうえ参加料と共に現金書留にて郵送すること。
2. 参加申込締切は、9月3日(土)(必着)までとする。
3. 参加申込先  
〒399-0007 長野県松本市石芝3-4-17  
ロードナイト(TEL:0263-26-2545)

宮入 忠 携帯電話 090-3108-9293

4. 参加受理は参加受理書をもって通知する。
5. 参加申込締切後の参加料は返却しない。  
それ以前の場合、手数料2000円を差し引き返却する。

### 第15条 参加料

1エントリー 15,000円

### 第16条 タイムスケジュール

競技開始及び進行は天候により変更される場合がある。

|               |                   |
|---------------|-------------------|
| ゲートオープン       | 6:00a.m           |
| 参加確認受付        | 6:10a.m ~ 7:00a.m |
| 出走前車検         | 6:20a.m ~ 7:20a.m |
| ウォーミングアップ走行   | 6:30a.m ~ 7:40a.m |
| ドライバーズブリーフィング | 7:50a.m ~ 8:00a.m |
| 完熟歩行          | 8:00a.m ~ 8:50a.m |
| 第1ヒート開始       | 9:00a.m ~         |
| 完熟歩行          | 第1ヒート終了後、約40分間    |
| 第2ヒート開始       | 完熟歩行終了後約10分後      |
| 表彰式           | 第2ヒート終了後30分後(予定)  |

※タイムスケジュールは天候により時間、内容の変更をする場合がある。

### 第17条 車両検査

2016年全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権統一規則第10条に従う。

### 第18条 車両変更

2016年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第25条に従う。

### 第19条 車番(ゼッケン)

1. 参加車両は、競技開催中はオーガナイザーの指定車番を競技車両の両側面に貼付しなくてはならない。  
又車番は本規則第20条の3を除きスタート順を示すものとする。
2. 競技中に許可なくゼッケンを外す事は認められない。
3. 雨天時などの場合、スタート時に車番が読み取れるように対策を施すこと。

### 第20条 スタート

1. スタート方法は、ランニングスタートとする。
2. スタート順は各クラスごとのゼッケン順とする。これに従わぬ場合、当該ヒート

の出走権利を失うものとする。

3. スタート係員の指示がある場合、ゼッケン及びクラスに関係なくスタートさせる場合がある(再スタート等)

#### 第21条 コース

1. 全クラス同一のコース設定で行うが、悪コンディションの場合はこの限りでは無い。
2. 競技コースは競技会当日の発表を最終とする。
3. 天候により競技会途中で散水する場合がある。この場合は降雨として扱う。

#### 第22条 計時

1. 計測は競技車両が最初のコントロールラインを横切った時に開始し、最終コントロールラインを横切った時に終了する。計測は1/100秒までとする。
2. 計時は、自動計測器と手動計測器を使用、自動計測器の計測結果を成績とする。手動計測器は、万が一に自動計測器の故障等が発生した場合に限りその計測結果を成績とするが、その場合は、2個以上を使用し、その平均タイムを成績とする。

#### 第23条 信号合図

2016年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第29条に従う。

#### 第24条 順位の決定

2016年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第30条に従う。

#### 第25条 慣熟走行

天候等の理由により行わない場合もあるが、慣熟歩行は行なう。

#### 第26条 失格

1. 参加者及び競技者は、競技中に飲酒をした場合いかなる事情があっても失格とする。(酒酔い状態、程度は問わない。)
2. 大会役員及び競技役員の重要な指がに従わなかった場合及び車検拒否等、競技進行を妨げた場合は失格とする。

#### 第27条 ペナルティー

1. スタート合図後速やかにスタートしない場合、及び反則スタートの場合、走行タイムに5秒を加算する。
2. ミスコース及び、走行中他者(オフィシャルを含む)から援助を得た場合、当該ヒートの走行を無効とする。
3. 信号合図を無視した場合は当該ヒートを無効とする場合がある。
4. コース上の指定されたパイロンの接触、移動、転倒と判定された場合(1ヶ所について5秒を走行タイムに加算する。

#### 第28条 抗議

2016年全日本ジムカーナ・ダートトライアル選手権統一規則第25条に従う。

#### 第29条 抗議の制限時間

1. 技術委員の決定に対する抗議は、決定直後に提出しなければならない。
2. 競技中の過失又は、反則に対する抗議は、その競技終了後30分以内とする。
3. 競技の成績に関する抗議は、その暫定結果発表後30分以内とする。
4. その他の抗議の時間制限についても、JAF国内競技規則による。

#### 第30条 損害の補償

1. 参加者及び競技運転者は、参加車両及びその付属品が破損、紛失、盗難等の場合、理由の如何に問わず、責任は各自がおわなければならない。
2. 参加者、競技運転者、ヘルパー(サービス員含む)、ゲストはJAF及びオーガナイザー、大会役員、競技会役員が一切の損害補償の責任を免除されている事を了承していなければならない。  
即ち、大会役員、競技会役員がその役務に最善を尽くすことは当然であるがもしその役務遂行によって起きた損害であっても、参加者、競技運転者、ヘルパー(サービス員含む)、ゲスト、観衆(観客)、大会関係者の死亡、負傷、車両損害に対しては一切の損害補償を負わないものとする。

#### 第31条 競技会の成立、延期、中止、短縮

2016年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第31条に従う。

#### 第32条 参加者及び競技運転者の遵守事項

2016年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第33条に従う。

#### 第33条 賞典

各クラス

1位から3位にJAFメダル、主催者賞及び副賞

4位から6位に主催者賞及び副賞

(但し、対象者数は、当概クラス参加受入者の2分の1を越えないものとする。)

#### 第34条 競技車両の搬入及び移動

N、SA、SAX車両は積載車でのパドック搬入を禁止する。

(13条の6参照)

#### 第35条 受付、車検の遅刻について

受付、車検の制限時間に遅刻した場合は、原則として出走できない。止むを得ず遅刻した事が認められた場合、再開手数料3000円を支払わなくてはならない。大会運営上に支障をきたす時間であれば出走はできない。

#### 第36条 本規則の解釈及び違反

1. 本特別規則及び競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合、競技会審査委員会の決定を最終とする。
2. 本特別規則の違反に対する罰則は、競技会審査委員会の決定を最終とする。

#### 第37条 本規則の施行及び記載されていない事項

1. 本特別規則は、本競技に適用されるが、参加申込の受付開始と同時に有効になる。
2. 本特別規則書に記載されていない事項に関してはJAF国内競技規則に準拠する。
3. 本特別規則書の発行後に生じた重要事項に関しては、公式通知を発行し補足するものとする。

#### 第38条 権限の委譲

競技大会においては、一部の競技役員は競技長及びコース、計時、技術の各委員長の役務と権限の委譲を受けることが出来る。

大会組織委員会